

秦野市立学校の設置に関する条例の一部を改正することについて

秦野市立学校の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年2月23日提出

秦野市長 古谷義幸

提案理由

上幼稚園を上小学校の校舎内に移転し、施設を一体化させることに伴い、同幼稚園の位置を変更するため、改正するものであります。

秦野市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

秦野市立学校の設置に関する条例（昭和39年秦野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3 秦野市立上幼稚園の項中「秦野市柳川37番地の1」を「秦野市柳川25番地の3」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。